

船舶事故調査報告書

令和7年7月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）

委員 上野 道 雄

委員 高橋 明 子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和6年11月25日 10時30分ごろ～12時ごろの間） （医師による死亡推定時刻：12時ごろ）
発生場所	不明（石川県七尾北湾）
事故の概要	プレジャーボート丸新丸は、釣りをを行う目的で出航したのち、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和6年12月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 丸新丸、5トン未満 244-20001石川、個人所有 8.20m (Lr) × 2.48m × 1.01m、FRP ディーゼル機関、158kW、平成13年6月
乗組員等に関する情報	船長 90歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年7月24日 免許証交付日 令和元年10月25日 （令和7年7月23日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約19℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣りの目的で、令和6年11月25日08時30分ごろ石川県穴水町所在の造船所岸壁から出航した。 船長は、09時00分ごろ石川県能登町宇出津港南方沖で釣りをしている知人（以下単に「知人」という。）と合流して会話した後、別の釣り場に移動した。 知人は、10時30分ごろ船長から電話があった際、釣りを終えて帰ると伝えたところ、船長から七尾北湾の釣り場に移動して釣りを続ける旨を聞いた。

船長の家族は、１０時３０分ごろ又は１１時ごろから何度も船長の携帯電話に連絡したが応答がなかった。

船長の家族は、ふだん船長が釣りに出掛けた際には１５時ごろに帰宅していたが、夕方になっても帰宅しなかったので不安になり、造船所の職員に船長が帰宅していないことを電話で伝えた。

船長の家族は、造船所の職員から本船が着岸していないことを聞き、知人にその旨を電話で伝えた。

船長の家族及び知人は、それぞれ１１８番通報した。

本船は、海上保安庁の巡視艇及び航空機による捜索が行われ、２０時１６分ごろ石川県七尾市祖母ヶ浦^{ばがうら}漁港北北東方沖で定置網に引っ掛かっているところを航空機により発見された後、航空機から本船に降下した機動救難士によって無人であることが確認された。（写真１参照）



写真１ 本船（定置網に引っ掛かった状態）

船長は、２６日０６時５７分ごろ祖母ヶ浦漁港北方沖で救命胴衣を着用して仰向けの状態で浮いているところを海上保安庁の航空機により発見され、巡視艇により揚収された。

船長は、医師により死因が短時間での溺水による窒息、死亡推定時刻が２５日１２時ごろと検案された。

本船は、その後、定置網から離れ、２６日１３時３０分ごろ穴水町の海岸に漂着した。（写真２参照）

	 写真2 本船（漂着した海岸で船固めが行われた状態） （付図1 事故発生場所概略図 参照）
その他の事項	本船は、無人であることが確認された際、主機が中立運転の状態であり、船体に衝突痕などの損傷はなかった。 本船には、固定梯子又は縄梯子は装備されていなかった。 知人は、船長がふだん右舷船尾部で立って釣りをしているのを見ていた。 船長が着用していた救命胴衣は、首掛けタイプの膨張式であり、船長が発見された際、膨張した状態であった。 船長の携帯電話は、本事故後、船内で発見された。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 船長の死因は、短時間での溺水による窒息であった。 船長は、10時30分ごろ知人に七尾北湾の釣り場に移動して釣りを続ける旨を電話で述べ、医師により死亡推定時刻が12時ごろと検案されたことから、12時前ごろ落水し、溺水して死亡したものと考えられる。 本船は、無人であることが確認された際、船体に損傷は認められず、機関が中立運転であったことから、船長が釣りをしている際に甲板上で体のバランスを崩すなどして本船から落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、船長が死亡しており、客観的情報も得られなかったことから、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が七尾北湾の釣り場に移動した後、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。船長は、釣りをしている際に甲板上で体のバランスを崩すなどして本船から落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、船長が死亡しており、客

	観的情報も得られなかったことから、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶に１人で乗り組む船長は、甲板上の移動や船体の動揺などにより体勢を崩して落水することがないように十分に注意すること。 ・ 小型船舶に１人で乗り組む船長は、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。 ・ 小型船舶に１人で乗り組む船長は、落水時の復帰手段として縄梯子や固定梯子を船体に備えておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

